

○ 警備業者及び警備員の護身用具の携帯の禁止及び制限に関する規則

昭和47年10月31日

公安委員会規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）

第17条第1項の規定に基づき、警備業者及び警備員が警備業務を行うに当たって携帯する護身用具について、その携帯の禁止及び制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(護身用具の携帯の禁止)

第2条 警備業者及び警備員は、警備業務を行うに当たっては、次に掲げる護身用具（鋭利な部位がないものに限る。）以外のものを携帯してはならない。

- (1) 警戒棒
 - (2) 警戒杖
 - (3) さすまた
 - (4) 非金属製の楯
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、携帯することにより人に著しく不安を覚えさせるおそれがなく、かつ、人の生命又は身体に重大な危険を及ぼすおそれのない物
- (警戒棒に関する制限)

第3条 前条第1号の警戒棒は、長さが30センチメートルを超え90センチメートル以下の円棒であつて、次の各号に掲げる長さの区分に応じ、それぞれ当該各号に定める重量を超えないものでなければならない。

- (1) 30センチメートルを超え40センチメートル以下のもの 160グラム
- (2) 40センチメートルを超え50センチメートル以下のもの 220グラム
- (3) 50センチメートルを超え60センチメートル以下のもの 280グラム
- (4) 60センチメートルを超え70センチメートル以下のもの 340グラム
- (5) 70センチメートルを超え80センチメートル以下のもの 400グラム
- (6) 80センチメートルを超え90センチメートル以下のもの 460グラム

2 前条の規定にかかわらず、警備業者及び警備員は、部隊を編成する等集団の力を用いて警備業務を行う場合（競輪場、競艇場その他の公営競技場において警備業務を行う場合を除く。）は、警戒棒を携帯してはならない。

(警戒杖に関する制限)

第4条 第2条第2号の警戒杖は、次に掲げる警備業務を行う場合に限り携帯することができる。

- (1) 法第2条第5項の機械警備業務（指令業務を除く。）
- (2) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。）第1条第2号の施設警備業務であつて、次に掲げる施設（警察官が現に警戒しているものに限る。）において行うもの

イ 空港

ロ 国の行政機関、裁判所等の施設

ハ 石油備蓄基地、火力発電所、ガス製造所、浄水場、鉄道施設等又はこれらに準ずる施設であつて、当該施設に対してテロ行為が行われることにより、多数の者の生活に著しい支障が生ずるおそれがあるもの

ニ 火薬、毒物若しくは劇物の製造若しくは貯蔵に係る施設又はこれに準ずる施設であつて、当該施設に対してテロ行為が行われることにより、当該施設内又は当該施設の周辺の人の生命又は身体に著しい危険が生ずるおそれがあるもの

(3) 規則第1条第5号の核燃料物質等危険物運搬警備業務及び同条第6号の貴重品運搬警備業務

2 第2条第2号の警戒杖は、長さが90センチメートルを超え130センチメートル以下の円棒であつて、次の各号に掲げる長さの区分に応じ、それぞれ当該各号に定める重量を超えないものでなければならない。

(1) 90センチメートルを超え100センチメートル以下のもの 510グラム

(2) 100センチメートルを超え110センチメートル以下のもの 570グラム

(3) 110センチメートルを超え120センチメートル以下のもの 630グラム

(4) 120センチメートルを超え130センチメートル以下のもの 690グラム

3 第2条及び第1項の規定にかかわらず、警備業者及び警備員は、部隊を編成する等集団の力を用いて警備業務を行う場合は、警戒杖を携帯してはならない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成21年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に携帯されている改正前の警備業者及び警備員の護身用具の携帯の禁止及び制限に関する規則（以下「改正前の規則」という。）第3条第2項の警戒棒又は改正前の規則第4条第2項の警戒杖は、この規則の施行の日から起算して10年を経過する日までの間は、改正後の警備業者及び警備員の護身用具の携帯の禁止及び制限に関する規則第3条第1項又は第4条第2項の規定にかかわらず、引き続き携帯することができる。